

上富田スポーツセンター

食育交流センターにおける飲食の提供事業の運営業務

公募型プロポーザル募集要項

目 的

一般社団法人南紀ウェルネスツーリズム協議会（以下「協議会」という）では、上富田スポーツセンターの利用者の利便性を向上し、にぎわいを創出するため、スポーツサロン横に食育交流センターを運営します。食育交流センターは上富田スポーツセンターに集う人々の交流の場として、また食育の大切さを伝えることにより地域住民の健康づくりや子育て支援に寄与し、さらに南紀産の食材をふんだんに使い、原材料等の地域内循環を図ることにより、地域経済の波及効果に寄与します。

スポーツをする人、それを支える人、観戦する人、また、公園で家族と遊ぶ人、お食事をしながら楽しく交流する人、みんなが気軽に集えるスポーツビレッジを目指しています。

そこで、上記のように地方創生の理念に沿ったコンセプトを踏まえた経営が可能な出店者を、店舗経営のノウハウと実績を有する民間事業者から、自らの企画提案により募集します。

1、業務名

上富田スポーツセンター食育交流センター（以下「センター」という。）における飲食の提供事業の運営業務

2、契約期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日（2ヵ年）

3、建設予定地

上富田町朝来3871番地

上富田スポーツセンター野球場入り口付近

（スポーツサロン横の見晴らしの良い場所）

4、基本的な留意事項

企画提案にあたっては次の点に留意してください。

（1）来場するお客様を惹きつける店舗

①スポーツセンターらしく清潔で高揚感を感じることを出来る店舗とすること

（2）南紀の食文化・食ブランドの創造・向上への貢献

①南紀産（米、梅干し等）の食材を使い、南紀ならではのメニューを提供すること

（3）食育交流センターであること

①協議会が企画する食育のための広報や研修会、料理教室、地域住民の交流の場という建設ビジョンを遵守、協議会や町に協力し、連携を図ること

②隣接するスポーツサロンと連携をとり、身体によいバランスのとれた食事の提供や体力や筋力がつくメニューや疲労回復のメニューなどを提供すること

(4) 周辺環境との連携、配慮

- ①天候が良いときにはデッキ等にもテーブルを設置してサービスを行い、にぎわいの演出をするようなビジョンを持ち合わせる事
- ②バリアフリーに配慮した設計とすること
- ③スポーツセンターの付加価値を高め、施設利用者の利便性の向上に努めること。

(5) 安定的かつ継続的な店舗運営

- ①日常的にサービス向上に努めること
- ②効率的、安定的な店舗運営を支援する物流、在庫管理を行うこと
- ③スポーツ施設にふさわしいスタッフを配置し、教育を徹底すること
- ④安全管理、衛生管理を徹底すること

(6) 環境への配慮と公益への貢献

- ①環境への配慮や廃棄物を適正に回収・廃棄すること
- ②地域活性化、災害発生に際して協議会や町と連携して協力すること

(7) その他

- ①入口付近に地元特産品の販売スペースを設けること

5、出店条件

(1) 営業日・時間等

- ①現状、スポーツセンターの利用時間は年末年始6日間が閉館で、開館時間は8時から22時です。食育交流センターの営業日や時間については、このことを考慮してご提案ください。

(2) 形式

- ①形式やメニューについては、特に問いませんが、地場産品を生かす等、南紀ならではのメニューも盛り込むこととします。

(3) 商品価格の設定

- ①販売品の売価は、出店者が任意に設定してください。

(4) 店舗工事費

- ①店舗に係る標準的な工事については、建設工事内で費用を見込んでいます。それ以上の仕様については、原則出店者に費用負担していただきます。詳細な負担区分は出店者と協議により決定します。

- ②予算として、工事費 2,800 万円、備品購入費 360 万円で建築します。

設計業者決定後、意見を反映して下さい。

尚、備品購入費は厨房器具の購入費に充て、脚物家具等不足分については持ち込みとなります。

(5) 経営形態

- ① 食育交流センターにおける飲食の提供事業を業務委託します。

売上げはすべて協議会に帰属するものとし、協議会からは出店者に対し委託料を支払います。

- ② 委託料は、売上額（税抜）から、売上額（税抜）に8%を乗じた額（ただし、その額が130,000円を下回った場合は130,000円、その額が200,000円を上回った場合は200,000円）を控除した後、光熱水費と通信費、汲み取り料、修繕費を控除した額とします。委託料の支払い方法については、協議とします。
- ③ 事業運営に必要となる食材の仕入代金、人件費等は出店者の負担とします。

6、出店上の制限等

(1) 店舗の制限

- ①維持保全のため通常必要とする軽微な修繕費は、出店者の負担とします。
- ②出店者は、店舗の修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に協議会の承認を受けることとします。
- ③センター外壁への看板の取り付け及び店舗外に移動式又は固定式の看板を設置する際は、設置場所、設置方法、デザイン等について、協議会及び設計業者との協議を必要とします。

(2) 店舗工事の制限

- ①出店者は、出店にあたり提案した応募企画書に基づき、予算の範囲内で町、協議会及び設計業者と協議します。
- ②店舗の建設工事については、設計段階及び工事開始前に、町、協議会及び設計業者と設計及び施工上の協議を行ったうえ、町の承認を得ることとします。

(3) 防災上の配慮

- ①ガス及び裸火については、店舗厨房内のみでの使用とし、それ以外の区画での使用は禁止とします。
- ②出店にあたり、関係する法令について、あらかじめ行政協議を行ってください。

(4) 物品等の搬入・廃棄物の搬出

- ①物品等の搬入・搬出にあたっては、施設利用者の活動を妨げないよう、十分配慮してください。
- ②店舗内で発生したすべての廃棄物は、回収に必要な容量のごみ箱を出店者の負担で設置することとします。設置したごみ箱内の廃棄物の処理については、出店者の責任で行い、処理費用も出店者の負担とします。店舗外にごみを保管する場合は、町が指定する場所とし、常に清潔に保ってください。

(5) 清掃・防災対策

- ①店舗に係る清掃は、出店者自ら行ってください。
- ②店舗に係る防災対策は、出店者自ら行ってください。

(6) 損害賠償

①出店者は、自らの責めに帰する理由により、店舗の全部又は一部を損失し、又は損傷したことにより、町に損害を与えたときは、当該損失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として、町に支払わなければなりません。ただし、現状に回復した場合は、この限りではありません。

②前号に掲げる場合のほか、出店者が業務の不履行その他の事由により町に損害を与えたときは、出店者は、その損害額に相当する金額を損害賠償額として、町に支払わなければなりません。

③出店者が第三者に損害を与えた場合は、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(7) 原状回復

①出店の期間が終了、又は出店が取り消された場合には、出店者は、直ちに自己の負担により使用した施設を原状に回復して返還してください。出店者自らが設置したものについては、出店者の負担により撤去となります。この際には、出店者から町に対して一切の補償を請求することはできません。

(8) その他

①店舗内はすべて禁煙として、店舗外に灰皿を設置することも不可とします。

②店舗の設置・運営にあたっては、関係法規に定める事項を遵守してください。

③出店者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、協議会に提出することとします。また、この定期報告以外にも、協議会から収支等の報告を求められた場合は、その求めに応じなければなりません。なお、クレーム対応については、その都度協議会まで報告することとします。

7、募集資格

次の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく「営業許可（飲食店）」を受けていること。
- (3) 飲食店の経営につき5年以上の実績を有していること。
- (4) 過去3年間において、食品衛生法に基づく営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）において、次の各号にすべてに該当していること。
 1. 第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）に該当しないこと。

2. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 3. 役員等が自己、自社若しくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
 5. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 経営状況が健全で、センターを安定的に継続することができること。
- (8) 事故（食中毒等を含む）の場合は事業者の責任において速やかに対応でき、かつ相応の保証能力を有すること。
- (9) 応募事業者の資格の確認は、平成30年4月1日を基準とする。ただし、それ以降、受託事業者決定までに、応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

8、事業者の選考方法

「公募型プロポーザル方式」による選考とし、応募事業者から企画・提案を受け、その内容を選定委員会において審査した上、当該業務に最も適した事業者を受託候補者として選定します。

9、応募手続

(1) 参加表明書及び実施説明会

応募を希望する事業者は、「応募申込書」(様式1)を下記により提出してください。また、応募申込書提出後に、企画提案を辞退する場合は、その旨を書面で提出場所へ報告して下さい。

【応募申込書提出】

- ① 提出期限；平成30年7月20日（金） 17時必着
- ② 提出場所；649-2103 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316-55
一般社団法人南紀ウエルネスツーリズム協議会事務局
(上富田スポーツセンター交流センター内)
- ③ 提出方法；上記の提出場所へ郵送若しくはご持参下さい。

(2) 現地説明会

平成30年7月18日（水）午後1時30分～
建設予定地で設計書素案及び簡易図面等を説明します。

(3) 質問及び回答

応募に関する質問は、書面にて下記により提出して下さい。

【質問書の提出】

- ① 提出期間；平成30年7月9日（月）～平成30年7月17日（火）15時
- ② 提出場所；上記と同じ
- ③ 提出方法；FAXで提出して下さい。FAX 0739-33-7014

電話や来訪等での口頭による質問は受け付けません。

【質問書の回答】

平成30年7月18日（水）

すべての質問に対する回答を応募表明者全員にFAXにて発送します。

なお、質問の回答は本要項の追加又は修正とみなします。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書、企画提案添付資料及び必要書類を併せて、下記により提出して下さい。

- ① 提出期間；平成30年7月24日（火）必着
- ② 提出場所；上記と同じ
- ③ 提出書類；ア、企画提案書 8部
イ、企画提案添付資料 8部
- ④ 提出方法；上記の提出場所へ郵送若しくはご持参下さい。

10、プレゼンテーション並びにヒアリングについて

実施日 平成30年7月27日（金）午前9時～

実施場所 上富田町生馬316-55 上富田スポーツセンター横

一般社団法人南紀ウエルネスツーリズム協議会事務局

※時間等詳細については、後日、応募業者に連絡します。

11、評価について

(1) 基本的な考え方

選考に当たっては、提出された企画提案書のほか、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の内容について評価し、最も高い評価を得た応募者を運営事業者として選定します。

(2) 評価主体

評価は、協議会理事内において食育交流センター選考委員会（以下「選考委員会」という。）が公平かつ適正な評価を行います。

(3) 留意事項

- ①最高点を得たものが辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は次順位の者を運営事業者とします。
- ②審査結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。
- ③評価が同点の場合は上富田町内提案者を優先します。
- ④通知期日は、平成30年7月31日（火）とします。

(4) 契約の締結

運営事業者に選定された者は、協議会と飲食の提供に関する業務委託契約を締結するための協議を行い、速やかに契約を締結することとします。また、併せてセンター設置に向けた設計協議を開始します。

(5) その他

- ア 応募に係る費用はすべて応募者の負担とします。
- イ 企画提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、協議会が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ウ 提出された書類は一切返却しません。
- エ 運営事業者とは食育交流センターにおける飲食の提供事業の運営に関する業務委託仮契約を締結します。なお、食育交流センターに関する条例等議決後、本契約となります。

[問い合わせ先] 649-2103 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316-55
一般社団法人南紀ウエルネスツーリズム協議会事務局
TEL 0739-47-0188
FAX 0739-33-7014
e-mail info@wakayama-sports.com